

電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況（平成 20（2008）年度以降）

2022年7月13日現在

| N o. | 提出日 | 関連 | 項目 | 調査委員 会 | 公布施行 | 提出資料番号 |
|---------|-------------------|-------|---|-----------|---------------------------|-----------------|
| 1 | 平成 20 年 4 月 3 日 | 省令第2項 | カプラー, 変圧器, 電線 | 第 70 回 | H21.6.17 施行 | 日電協 20 技調第 11 号 |
| 2 | 平成 21 年 1 月 30 日 | 省令第2項 | ゴム絶縁ケーブル, ランプ制御装置 計5件 | 第 72 回 | H21.6.17 施行 | 日電協 20 技調第 67 号 |
| 3 | 平成 21 年 3 月 17 日 | 省令第1項 | 基板難燃化, 内部配線の屈曲, はんだ付け部に機械的強度を持たせない設計, 照明器具の安定器, モータ用コンデンサ, ダイオード並列使用, 冷蔵庫プラグの耐トラッキング性, 洗濯機蓋ロック, 床暖房(電熱シート), 電磁式接続器保持力 | 第 73 回 | H21.9.11 公布 H22.9.1 施行 | 日電協 20 技調第 73 号 |
| 4 | 平成 21 年 4 月 20 日 | 省令第2項 | ヒューズ, 接続機器, 電動工具, 事務機, アーク溶接機, ライティングダクト 計 33 件 | 第 73 回 | H22.7.5 公布 H22.10.1 施行 | 日電協 20 技調第 67 号 |
| 5 | 平成 21 年 5 月 16 日 | 省令第1項 | 別表第二 電線管, フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス, 別表第八 2(32)ロ 8 絶縁性能 | 第 74 回 | H21.9.11 公布 H22.9.1 施行 | 日電協 21 技調第 1 号 |
| 6 | 平成 21 年 11 月 11 日 | 省令第2項 | 電波雑音関連 計3件 | 第 75 回 | H22.7.5 公布 H22.10.1 施行 | 日電協 21 技調第 43 号 |
| 7 | 平成 22 年 4 月 7 日 | 省令第2項 | AV 機器(無線妨害許容値, 安全性要求事項), ランプ制御装置 | 第 76 回 | H23.8.9 公布 H23.11.1 施行 | 日電協 22 技調第 1 号 |
| 8 | 平成 22 年 4 月 7 日 | 省令第1項 | LED, コンセント | 第 77 回 | H24.1.13 公布 H24.7.1 施行 | 日電協 22 技調第 2 号 |
| 9 | 平成 22 年 4 月 12 日 | 省令第2項 | ケーブル, 電気機器の安全性, 自動電気制御装置, プラグ/コンセント, 照明器具 計 33 件 | 第 77 回 | H23.8.9 公布 H23.11.1 施行 | 日電協 22 技調第 3 号 |
| 10 | 平成 22 年 12 月 28 日 | 省令第2項 | 電線, ソケット 計5件 | 第 79 回 | H23.8.9 公布 H23.11.1 施行 | 日電協 22 技調第 61 号 |
| 11 | 平成 23 年 5 月 27 日 | 省令第1項 | 電源コード折り曲げ試験(毛髪乾燥器, 髪ごて, 掃除機) 計 3 件 + 横展開 4 種類(13 件) | 第 80 回 | H25.7.1 公布 H26.1.1 施行 | 日電協 23 技調第 17 号 |
| 12 | 平成 23 年 5 月 27 日 | 省令第2項 | ねじ込みランプソケット, トイレと共に使用する電気機器, 燻蒸器, アーク溶接機 計 4 件 + J3000 改正 | 第 80 回 | H25.7.1 公布 H26.1.1 施行 | 日電協 23 技調第 17 号 |
| 13 | 平成 24 年 2 月 29 日 | 省令第1項 | PTC 電気床暖房 ※アレニウス式に則ることの検証結果追加 | 第 81 回 | H25.7.1 公布 | 日電協 23 技調第 68 号 |

| N o. | 提出日 | 関連 | 項目 | 調査委員 会 | 公布施行 | 提出資料番号 |
|---------|-------------------|-------|---|-----------|--|------------------|
| | | | | | H26.1.1 施行 | |
| 14 | 平成 23 年 11 月 22 日 | 省令第2項 | 照明器具, ランプソケット類, ランプ制御装置 計 15 件 ^{注1} | 第 82 回 | H25.7.1 公布 H26.1.1 施行 | 日電協 23 技調第 50 号 |
| 15 | 平成 24 年 3 月 30 日 | 省令第2項 | ケーブル, 情報技術機器, 変圧器 計 11 件 | 第 83 回 | H26.4.14 公布 H26.7.1 施行 | 日電協 23 技調第 78 号 |
| 16 | 平成 24 年 3 月 30 日 | 省令第1項 | プリント基板の難燃化横展開(別表第八部分) | 第 83 回 | 未(No32(プリント基板の難 燃化横展開)と合わせて検 討) | 日電協 23 技調第 79 号 |
| 17 | 平成 24 年 7 月 30 日 | 省令第2項 | J55014-1(雑音の強さに関する基準)J 規格改正 | 第 84 回 | H27.10.8 通達 H27.12.1適用未 | 日電協 24 技調第 35 号 |
| 18 | 平成 24 年 11 月 2 日 | 省令第1項 | 引込用ポリエチレン絶縁電線及びプリント基板の難燃化横展 開(別表第八以外), | 第 85 回 | H26.9.18 公布 H26.9.18 施行 (ただし, プリント基板は差し 戻し) | 日電協 24 技調第 52 号 |
| 19 | 平成 24 年 11 月 2 日 | 省令第2項 | 固定配線器具(スイッチ) 計 4 件 | 第 85 回 | H26.4.14 公布 H26.7.1 施行 | 日電協 24 技調第 52 号 |
| 20 | 平成 25 年 3 月 8 日 | 省令第1項 | 遠隔操作(別表第八部分) | 第 86 回 | H25.5.10 施行 | 日電協 24 技調第 65 号 |
| 21 | 平成 25 年 3 月 26 日 | 省令第1項 | プラグのトラッキング対策(報告案件) | 第 86 回 | H26.9.18 公布 H26.9.18 施行 | 日電協 24 技調第 74 号 |
| 22 | 平成 26 年 3 月 27 日 | 別表第四 | 遠隔操作(別表第四部分) | 第 89 回 | H26.9.18 通達 H26.9.18 適用 | 日電協 25 技基第 511 号 |
| 23 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 別表第十二 | ※AV 機器, ※電線管, 照明器具, アーク溶接機, ランプ制御 装置, 家電機器 計 9 件 ^{注2} | 第 89 回 | H26.7.30 通達 H26.10.1 適用 (J60335-1 を除く) ^{注3} | 日電協 26 技基第 4 号 |
| 24 | 平成 26 年 7 月 11 日 | 別表第十二 | ヒューズ, 照明器具, ランプソケット 計 5 件 | 第 90 回 | H26.12.12 通達 H27.3.1 適用 | 日電協 26 技基第 180 号 |
| 25 | 平成 26 年 12 月 15 日 | 別表第八 | プリント基板の難燃化 | 第 91 回 | H27.7.24 通達 H27.7.24 適用 | 日電協 26 技基第 403 号 |

| N o. | 提出日 | 関連 | 項目 | 調査委員 会 | 公布施行 | 提出資料番号 |
|---------|-------------------|---------------|--|-----------|--|------------------|
| 26 | 平成 26 年 12 月 15 日 | 別表第十二 | 情報技術機器, 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計 4 件 | 第 91 回 | H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 | 日電協 26 技基第 404 号 |
| 27 | 平成 27 年 3 月 18 日 | 別表第十二 | ランプソケット, 照明器具, 配線用ヒューズ, 家庭用電気機器 計 14 件 | 第 92 回 | H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 及び H27.10.8 通達 H27.12.1 適用 | 日電協 26 技基第 545 号 |
| 28 | 平成 27 年 4 月 2 日 | 別表第四, 別表第八 | 解釈別表第四の 6.接続器(コンセント, 差込みプラグ)及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望 | 第 92 回 | H27.7.24 通達 H27.7.24 適用 | 日電協 27 技基第 5 号 |
| 29 | 平成 27 年 5 月 21 日 | 別表第十 | J55011(雑音の強さに関する基準)J 規格の改正及び解釈別表第十の改正要望 | 第 92 回 | H27.10.8 通達 H27.12.1 適用 | 日電協 27 技基第 71 号 |
| 30 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 別表第十二 | 白熱電球類の安全仕様及びアーク溶接装置の JIS 計 4 件 | 第 93 回 | H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 | 日電協 27 技基第 135 号 |
| 31 | 平成 27 年 11 月 13 日 | 別表第十二 | ポータブル機器用二次電池の JIS 1 件 | 第 94 回 | H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 | 日電協 27 技基第 328 号 |
| 32 | 平成 28 年 4 月 7 日 | 別表第十二 | ミニチュアヒューズ、家庭用電気機器 計 26 件 | 第 95 回 | H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 及び H28.11.30 通達 H29. 1. 1 適用 | 日電協 28 技基第 22 号 |
| 33 | 平成 28 年 4 月 7 日 | 別表第十二 | 解釈別表第十二の前書きの改正案(CISPR 規格の対応) | 第 94 回 | H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 | 日電協 28 技基第 23 号 |
| 34 | 平成 28 年 4 月 20 日 | 別表第十二 | 遠隔操作に関する J1000 の改正要望 | 第 94 回 | 未 | 日電協 28 技基第 48 号 |
| 35 | 平成 28 年 4 月 20 日 | 別表第八 | 電気フライヤーの技術基準解釈の改正要望 | 第 95 回 | H28.9.30 通達 H28.9.30 適用 | 日電協 28 技基第 49 号 |
| 36 | 平成 28 年 8 月 31 日 | 別表第十二 | 低圧ヒューズ関係の JIS 3 件の採用及び削除する JIS 4 件 | 第 96 回 | H29.1.25 通達 | 日電協 28 技基第 169 号 |
| 37 | 平成 28 年 11 月 30 日 | 別表第十二 | 電気アクセサリ、電線管、電流制限器等 JIS 6 件の採用及び廃止の提案 JIS 2 件 | 第 97 回 | H29.4.3 通達 | 日電協 28 技基第 264 号 |

| N o. | 提出日 | 関連 | 項目 | 調査委員 会 | 公布施行 | 提出資料番号 |
|---------|------------------|-------|---|-----------|--|--------------------|
| 38 | 平成 29 年 3 月 23 日 | 別表第十二 | 電子機器の安全性, 電気機器の安全性及び照明機器 JIS 20件の採用及び廃止する JIS 2件 | 第 98 回 | H29.7.3 通達 H29.7.3 適用 | 日電協 28 技基第 421 号 |
| 39 | 平成 29 年 7 月 24 日 | 別表第十二 | 電線, 電気機器の安全性, 照明機器及びアーク溶接装置 JIS 及び CIPRJ 規格 20 件 | 第 99 回 | H29,12,1 通達 | 日電協 29 技基第 145 号 |
| 40 | 平成 29 年 11 月 7 日 | 別表第十二 | 電線管, 電気機器の安全性及び照明機器 JIS6 件 | 第 100 回 | H30.5.25 通達 | 日電協 29 技基第 286 号 |
| 41 | 平成 30 年 3 月 23 日 | 別表第十二 | 電子機器の安全性, 照明器具, 電気機器の安全性 JIS12 件 | 第 101 回 | H30.7.20 通達 H30.7.20 適用 | 日電協 29 技基第 430 号 |
| 42 | 平成 30 年 12 月 3 日 | 別表第十二 | 工業用プラグ、コンセント及びカプラー、アーク溶接装置の EMC 要求事項 計 2 件 | 第 103 回 | R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行 | 日電協 30 技基第 374 号 |
| 43 | 平成 31 年 4 月 4 日 | 別表第十二 | 配線器具の安全性、家庭及びこれに類する電気機器の安全性他 計 23 件 | 第 104 回 | R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行 | 日電協 2019 技基第 8 号 |
| 44 | 2019 年 7 月 18 日 | 別表第十二 | 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 (バッテリーチャージャー、シート状可とう電熱素子及び機器) 計 2 件 | 第 105 回 | R1(2019).11.1 通達 R1(2019).11.1 施行 | 日電協 2019 技基第 204 号 |
| 45 | 2019 年 11 月 19 日 | 別表第十 | 広帯域電力線搬送通信(高速PLC)機能を有する電気用品 | 第 106 回 | R1(2019).12.25 通達 R1(2019).12.25 施行 | 日電協 2019 技基第 400 号 |
| 46 | 2019 年 11 月 19 日 | 別表第十二 | 温度ヒューズ、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性(トイレ機器、据え置き型クッキングレンジ等) 計 3 件 | 第 106 回 | R2(2020).10.1 通達 R2(2020).10.1 施行 | 日電協 2019 技基第 409 号 |
| 47 | 2020 年 4 月 7 日 | 別表第十二 | ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器-安全性 他 計 18 件 | 第 107 回 | R2(2020).10.1 通達 R2(2020).10.1 施行 | 日電協 2020 電規第 001 号 |
| 48 | 2020 年 7 月 17 日 | 別表第十二 | アーク溶接装置-第 1 部:アーク溶接電源 他 計 8 件 | 第 108 回 | R2(2020).12.1 通達 R2(2020).12.1 施行 | 日電協 2020 電規第 010 号 |
| 49 | 2020 年 11 月 26 日 | 別表第十二 | 手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性-第 2-5 部:手持形丸のこの個別要求事項 他 計 2 件、削除 1 件(レーザー製品の安全基準) | 第 109 回 | R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行 | 日電協 2020 電規第 013 号 |
| 50 | 2020 年 11 月 26 日 | 別表第十二 | 雑音の強さの要求事項が表1に採用されている JIS 等に含まれる場合の表記の変更 | 第 109 回 | R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行 | 日電協 2020 電規第 014 号 |
| 51 | 2021 年 3 月 26 日 | 別表第十二 | 機器用スイッチ-第 1 部:通則 他 計 24 件 | 第 110 回 | R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行 | 日電協 2020 電規第 016 号 |

| N o. | 提出日 | 関連 | 項目 | 調査委員 会 | 公布施行 | 提出資料番号 |
|---------|------------|-------|--|-----------|--|--------------------|
| 52 | 2021年7月1日 | 別表第十二 | 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル第 4 部:コード及び可とうケーブル 他 計 4 件の採用 | 第 111 回 | R3(2021).11.1 通達 R3(2021).11.1 施行 | 日電協 2021 電規第 003 号 |
| 53 | 2021年11月8日 | 別表第八 | 殺菌灯を有する電気消毒器にかかる安全基準の一部改正 | 第 112 回 | R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行 | 日電協 2021 電規第 005 号 |
| 54 | 2021年11月9日 | 別表第十 | エル・イー・ディー・ランプに関する 1.1 適用章別および 1, 2 適用方法の一部改正 | 第 112 回 | R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行 | 日電協 2021 電規第 006 号 |
| 55 | 2021年11月9日 | 別表第十二 | 低圧開閉装置及び制御装置—第 2-1 部:回路遮断器 他 計 4 件の採用 | 第 112 回 | R4(2022).4.1 通達 R4(2022).4.1 施行 | 日電協 2021 電規第 007 号 |
| 56 | 2022年3月14日 | 別表第十 | エル・イー・ディー・ランプ以外に関する 1.1 適用章別および 2.測定装置および J55013,J55022,J55014-1 引用削除関連 他の一部改正 | 第 113 回 | 未 | 日電協 2021 電規第 009 号 |
| 57 | 2022年3月14日 | 別表第十二 | 機器用スイッチ—第 2-1 部:コードスイッチの個別要求事項 他 計 8 件の採用 | 第 113 回 | 未 | 日電協 2021 電規第 010 号 |
| 58 | 2022年7月11日 | 別表第十二 | アーク溶接装置—第 5 部:ワイヤ送給装置 1 件 | 第 114 回 | 未 | 日電協 2022 電規第 012 号 |

(説明)

平成 20(2008)年 4 月から令和 4 年(2022)年 3 月までに解釈の改正要望を提出した案件である。

令和 4(2022)年 4 月以降(2022 年度中)に変更があったものは、網かけで表示している。

平成 25 年 7 月 1 日の省令改正により、省令第 1 項は別表第一から別表第十一、省令第 2 項は別表第十二へ変更となっている。

(注釈)

注1;H23.11.22 の省令 2 項(現解釈別表第十二)への採用要望のうち JIS C8105-2-8;2011 は、JIS 改定作業中であったため H23 年版の採用は見送られ、再要望することになった。再要望を H27.3 に行い、JIS C8105-2-8;2014 が H27.7 に解釈に反映された。

注2;「※」印は、第 86 回委員会で承認されたが、省令改正作業中のため提出が見送られた規格も合わせて要望したことを意味する。

注3;H26.4.1 の解釈別表第十二への採用要望のうち J60335-1 は通則で、H27.10.8 に細則と共に解釈についての一部改正で反映された。

注4;平成 31 年(2019 年)4 月 30 日以降は、西暦表記を主とし、場合によって西暦と元号の併記表記とする。